

憲法の家族規定と社会保障～EU 構成国における 憲法の家族規定と家族政策の関係

尾 澤 恵

I はじめに

家族の重要性を問われれば、多くの人は、否とは答えないであろう。しかし、家族のイメージ、憲法の家族規定について考える内容は、人によってさまざまである。平成12年1月から5年あまりの調査を経て平成17年4月に公表された衆参両院の憲法調査会の最終報告書では、憲法に家族・家庭に関する事項を盛り込むか否かについて両論が併記され、さまざまなことが述べられている〔衆議院憲法調査会2005, p.242, p.284, pp.373-375。参議院憲法調査会2005, pp.107-108.〕。憲法の家族規定に関するそこでの議論は直接社会保障について述べているわけではないが、憲法の家族規定は社会保障にも関係する。

厚生労働省の推計によれば、平成17年の出生数は死亡数を下回ることが見込まれ、日本は戦後初めての人口自然減を経験することとなる〔厚生労働省大臣官房統計情報部2005〕。こうした少子化の進展は、高齢化の速度をいっそう早め、社会保障の制度設計の見直しを余儀なくする。人口構造の変化が社会保障制度に改変を迫る一方で、近年、少子化の進展に歯止めをかける取組みも行われつつある¹⁾。日本では「少子化対策」と称されることが多いこれらの取組みに相当する出産や子育てに関する諸施策に、「家族政策」²⁾がある。家族政策は出生率の向上を目的とするわけでは必ずしもないが、「出生促進主義を表明するか否かとは別に、すべての先進諸国は程度の差こそあれ出産と子育てにかかわる家族政策を実施して」おり

〔阿藤2000, p.196.〕、この中には、社会保障に属する施策が多く含まれている。そしてこの家族政策の目的は、憲法の家族規定から導き出されることがある³⁾。社会保障と関わりの深い家族政策の目的が、憲法の家族規定から導き出され得るとすれば、少なくとも家族政策という側面において、憲法の家族規定は社会保障に関係すると言える。

本稿では、憲法の家族規定と社会保障について、EU 構成国⁴⁾における憲法の家族規定と家族政策の関係という観点から考察する。憲法の家族規定と社会保障について特に家族政策を採り上げて検討することとしたのは、憲法の家族規定との関係が深いと思われるにも拘わらずこうした観点からの検討がこれまで行われていないことと、少子化の進展に歯止めをかけるべく推進されている「少子化対策」は、一つ間違えば国家による個人への不当な介入を招くおそれもあるデリケートな領域であることから、規範的検討が必要であると思ったことによる。

憲法も社会保障制度も、その国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであるはずで（また、あるべきで）、それらを平板に比較をすることはできない。また、憲法の家族規定により具体的にどのようなことが保障され得るのかについては、各国ごとのさらなる検討が必要である。それにも拘わらず憲法の家族規定の規定のしかたの比較を試みたのは、次のような理由による。憲法の家族規定に関する近年の議論では、「国家権力と個人が対立するという西欧の人権観や憲法観は、個人より家族・家庭や共同体を重視する日本やアジアには適合しない。」〔衆議院憲法調査会2005, p.373.（本

文)』と述べられる一方で、各国憲法や世界人権宣言等の文言を参考にして「『家族尊重』の明文規定を憲法上設け、家族の保護を図るべきである」とする見解〔衆議院憲法調査会 2005, p. 374. (「参考人等の発言」中、伊藤哲夫参考人。)〕や、「憲法には家庭について定めがないが、(中略) イタリアやドイツのように、憲法の中にその意義及び国家による配慮について規定するなど明確に位置付けることが必要」であるとする見解〔参議院憲法調査会 2005, p. 108. (本文)〕が紹介されている。しかし、そこで引き合いに出されている憲法の家族規定は、果たして同じ位置づけ、同じ観点で規定されているのであろうか。また、憲法の家族規定と家族政策の傾向には、何らかの関係があるだろうか。本稿は、この点について、EU 構成国を採り上げて検討することとした。

EU 構成国を検討の対象にしたのは、EU には社会保障の先進国として参照される国が多く含まれていること、発効の目処はたっていないものの前例のない特異な統治体の基本的規範を示す条約である「欧州のための憲法を制定する条約」(Treaty establishing a Constitution for Europe. 以下、「欧州憲法条約」とする。)が 2005 年 10 月に署名され、その中に家族規定が含まれていること⁵⁾、現構成国が 25 カ国あり、憲法の家族規定の異同が分かるのではないかと考えたことなどによる。

本稿の構成は、次の通りである。Ⅱでは、EU 構成国における憲法の家族規定と家族政策の関係について検討する前に、日本国憲法が家族についてどのように規定しているのか、憲法の家族規定に関する最近の議論を踏まえて簡単に確認する。Ⅲでは、EU 構成国の憲法的規定では、家族についてどのように規定されているか検討する。Ⅳでは、Gauthier 2002 の類型に基づき、EU 構成国のいくつかの憲法の家族規定と家族政策の関係について考察する。Ⅴは、結びである。

Ⅱ 日本国憲法における家族

日本国憲法上、「家族」という文言が使われて

いるのは第 24 条だけである⁶⁾。同条は、「個人の尊厳と両性の本質的平等の原則を、婚姻そのほか家族生活について定めたもの」だとされる〔宮澤・芦部 1978, p. 261.〕⁷⁾。同条は、文言だけを見れば家族よりも婚姻に比重を置く規定のしかたになっているが、もともとは家庭を意識して起草された⁸⁾。日本国憲法が家族について何も規定していないわけではないのに、憲法に家族や家庭に関する事項を盛り込むことが議論されるのはなぜであろうか。

平成 17 年 4 月に公表された衆参両院の憲法調査会の最終報告書は、憲法に家族・家庭に関する事項を盛り込むか否かについて両論を併記している。そこで論じられているのは、家族・家庭や共同体の尊重のような規定を憲法に設けるかどうか(衆議院憲法調査会)⁹⁾、前文に家族・家庭を大切にするという価値を明記するかどうか(衆議院憲法調査会)、国と国民の間にある家族、コミュニティなどを人権保障の基盤として憲法に組み込むかどうか(参議院憲法調査会)¹⁰⁾の三点であり〔衆議院憲法調査会 2005, p. 242, p. 284, pp. 373-375. 参議院憲法調査会 2005, pp. 107-108.〕、中心となるは、家族の尊重や保護について憲法に明文規定を置くかどうかということである。それでは、現在の日本国憲法は、家族を尊重したり保護したりしていないのであろうか。

日本国憲法は、家族の尊重や保護について明文で規定しているわけではない。しかし、日本国憲法を第 24 条に限定せず、第 13 条なども踏まえて総合的に検討した上で、いくつかの面で家族が憲法上保護されているとする学説がある〔米沢 1992, pp. 274-280.〕。この説は、「国家は家族の自律を尊重して家族内部の問題に不当に介入してはならない」〔米沢 1992, p. 274.〕、「家族の保護が正当な立法目的たりうる」〔同 p. 275.〕、「家族の形成、維持に関する自由(略)を個人の権利として保障している」〔同 p. 277.〕という意味で、家族は憲法上保護されているとする。そして同説は、憲法が家族を保護する積極的責務を国家に課していると言えるかについては、根拠づけのしかたについていくつかの学説を紹介した上で、「憲

法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」の内容に、憲法 24 条や 13 条の要請する家族生活の保護や家族内での個人の保護といった意味を包含させる」のが妥当だとする〔同 pp. 278-279〕。憲法に家族・家庭に関する事項を盛り込むか否かの近年の議論で問題となっているのは、根拠づけのしかたについて説が分かれる家族を保護する積極的責務を国家に課すことを、憲法上明記するかどうかということだと考えられる。

よく引き合いに出されるように、諸外国には家族の保護などを憲法に明記している国が少なからずある¹¹⁾。Ⅲでは、家族の保護を含む家族に関する憲法上の明文規定がどのように規定されているかについて、EU 構成国を対象に検討する。

Ⅲ EU 構成国の憲法的規定における 家族関連規定

1 EU 構成国における憲法的規定と本稿の 検討対象

EU 構成国の憲法の家族規定について検討するために、初めに本稿で検討した EU 構成国の憲法の範囲について述べたい。EU 構成国の憲法の検討に際して各国憲法の規定についてのみ検討することは、もはや不十分であろう。なぜならば、EU 構成国は、今や自国憲法と EU 法¹²⁾ 及び「人権及び基本的自由を保護するための条約」(Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms. 以下、「ヨーロッパ人権条約」とする。)¹³⁾ 等、欧州評議会の条約との整合性を考える必要に迫られているからである。本稿では以下で述べる理由から、EU 構成国の各国憲法に EU 法及び欧州評議会の条約のいくつかを加えて検討を行った。「表 1」は、本稿で検討した EU 構成国における憲法的規定の関係をまとめたものである。

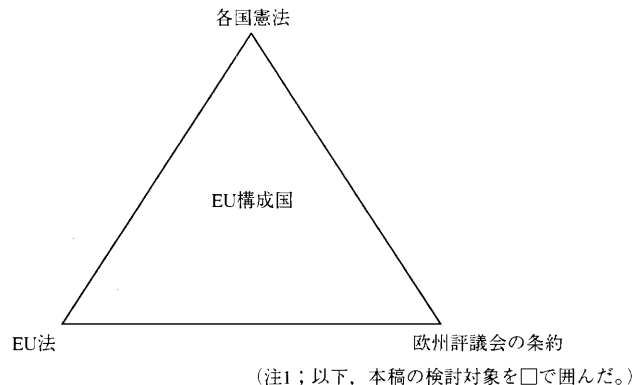
2006 年 1 月現在、EU には 25 カ国が加盟している。EU 法遵守の実効性を確保するための手段は十分であるとはいえないが¹⁴⁾、EU 構成国には、EU 法に基づく義務の履行を確保するために適切な措置をとる義務が課されている (EC 設立条約

第 10 条)。また、EC 裁判所の判例により、一定の条件の下で EC 法規は国内法の一部として直接効力を有し (EC 法規の直接効)、EC 法は各国法に優位する (EC 法の優位性) とされている〔中村 2004, p. 2.〕。これは、発効の目処がたっていない欧州憲法条約においてもほぼ同じである (欧州憲法条約第 5 条第 2 項第 2 段, 同 37 条, 同第 6 条)¹⁵⁾。EU 構成国は、自国憲法と EU 法との整合性を考えざるを得なくなっており、EU 構成国における憲法の家族規定について検討するに際しては、EU 法における憲法的規定が家族についてどのように規定しているかについても検討する必要があるが出てくる。

本稿では、家族規定に係る EU 法における憲法的規定として、欧州憲法条約、「EU 基本権憲章」(Charter of Fundamental Rights of the European Union)¹⁶⁾、「労働者の基本的社会権に関する憲章」(Charter of the Fundamental Social Rights of Workers. 以下、「EC 社会憲章」とする。)¹⁷⁾ を検討の対象とした。欧州憲法条約は発効の目処がたっていないが、EU における人権保障を現時点で集約したものだと考えられること¹⁸⁾、EU 基本権憲章は法的効力のない政治宣言であるが、ほぼそのままの形で欧州憲法条約第 2 部に「連合基本権憲章」として盛り込まれていることから、検討の対象にした。また、同じく法的効力のない政治宣言である EC 社会憲章は、そこで述べられた権利が EU 基本権憲章にも盛り込まれ、社会権的なものの保障という点で自由権的なものの保障を主とする EU 基本権憲章と対になるとも思われたので、検討の対象に加えた。

EU 構成国における憲法の家族規定について検討する際には、さらにヨーロッパ人権条約等、欧州評議会の条約も考慮する必要があると思われる。現在、EU 構成国 25 カ国はすべて欧州評議会との協力を、EU 条約第 6 条第 2 項はヨーロッパ人権条約により保障される基本的権利を共同体法の一般原則として尊重することを規定している。また、発効の目処がたっていない欧州憲法条約は、第 9 条第 2 項で、EU がヨーロッパ人権条約に加

表1 本稿で検討した EU 構成国における憲法的規定



	1949年，欧州評議会発足。
1950年，「シューマン宣言」。	
1952年，欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立条約発効。	1953年， <u>ヨーロッパ人権条約</u> 発効。
——	1965年， <u>ヨーロッパ社会憲章</u> 発効 （1999年，改正ヨーロッパ社会憲章発効）。
1989年， <u>EC社会憲章</u> 発表。	
2000年， <u>EU基本権憲章</u> 発表。	
2004年， <u>欧州憲法条約</u> 署名（未発効）。	

＜欧州憲法条約における基本権＞

- ①第2部「基本権憲章」（注2）に定める権利、自由及び原則（欧州憲法条約第9条第1項）
（注2：EU基本権憲章が、ほぼそのままの形で欧州憲法条約第2部に「基本権憲章」として挿入されている。）

* 第2部「基本権憲章」前文で再確認されているもの

- (a) 構成国に共通する憲法の伝統
- (b) 国際法上の義務
- (c) ヨーロッパ人権条約
- (d) EC社会憲章 (注3)
- (e) ヨーロッパ社会憲章 (注3)
- (f) 欧州連合司法裁判所の判例法から生じる権利
- (g) 欧州人権裁判所の判例法から生じる権利

(注3：『欧州憲法条約』第3部「連合の政策と運営」－第3編「域内政策及び域内行動」－第3章第2節「社会政策」で“考慮”されている。)

- ② **ヨーロッパ人権条約**が保障する基本権（欧州憲法条約第9条第3項）

盟することとし¹⁹⁾、第9条第3項で、ヨーロッパ人権条約が保障する基本権が構成国に共通する憲法の伝統に由来する基本権とともに連合法の一原則をなすと規定している。さらに、欧州憲法条約第2部「連合基本権憲章」前文及びEU基本権憲章前文は、構成国に共通する憲法の伝統、国際法上の義務、EC社会憲章、欧州連合司法裁判所の判例法と並んで、ヨーロッパ人権条約、ヨーロッパ社会憲章(European Social Charter)²⁰⁾及びヨーロッパ人権裁判所の判例法から生じる権利を再確認している。本稿では、欧州評議会の条約のうち、EU法における憲法的規定でも繰返し言及されているヨーロッパ人権条約及びその追加議定書と、ヨーロッパ人権条約におけるヨーロッパ人権裁判所のような条約遵守のための機関を持たないが、社会権的なものの保障という点でヨーロッパ人権条約と対になると思われるヨーロッパ社会憲章²¹⁾を検討の対象にした。

2 EU構成国の各国憲法における家族関連規定の内容

EU構成国25カ国のうち、憲法に「家族規定」²²⁾を持つ国は18カ国²³⁾ある。憲法に家族関連規定がないEU構成国は、筆者が調べた限りで5カ国²⁴⁾であった。EU構成国は、憲法に家族関連規定を持つ国が多いと言えるが、その内容はさまざまである。以下、EU構成国の各国憲法における家族関連規定の内容にどのようなものがあるかについて、家族の保護を中心に概観する。

(1) 家族の保護

家族関連規定の内容として、第一に、家族の保護が挙げられる。EU構成国中、家族の保護を現行憲法で謳っているのは13カ国²⁵⁾である。これらは、誰が家族を保護するかについてはほぼ国家で一致しているものの²⁶⁾、何を保護するかについての規定のしかたは分かれている。家族の保護を謳う13カ国から、家族の保護を直接規定しているわけではないイタリアを除いた12カ国について見てみると、家族のみの保護を謳っているのは、エストニア、スペイン、アイルランド、ポルトガルの4カ国だけで、その他の国は、婚姻と家族を

併記している国がドイツとハンガリーの2カ国、婚姻と親であることと家族を併記しているのがスロヴァキア、婚姻、家族、両親の権利、子どもの権利を併記しているのがラトビアである。ギリシャ、リトアニア、スロヴェニアの3カ国は、婚姻、母性、子どもの保護に言及しつつ²⁷⁾、家族の保護に比重を置いて規定している。これに対して、ポーランドは、家族、母性、親であることに言及しつつ、婚姻に比重を置いて規定している。

このように何を保護するかについての規定のしかたは分かれるものの、かなりの数の国で、なぜ家族は保護すべきものだとされるのであろうか。その理由を述べた規定がいくつかある。まず、エストニア共和国憲法第27条第1項は、家族が国家により保護される理由として、国家の維持と成長の基礎であり、社会の基礎であることを挙げている。また、ギリシャ憲法第21条第1項は、家族が国家の維持と前進の土台であることを、アイルランド憲法第41条は、家族が社会秩序の必要不可欠な基礎で、国民と国家の福祉のために欠くことができないものであることを、リトアニア共和国憲法第38条は、家族が社会と国家の基礎であることを、ポルトガル憲法第67条第1項は、家族が社会の基礎的構成要素であることを、それぞれ家族を保護する理由として挙げている。ドイツは、ワイマール憲法第119条第1項で、家族生活及び民族の維持・増殖の基礎として婚姻を保護する旨規定していたが、現在のドイツ連邦共和国基本法第6条第1項は、婚姻と家族は国家の特別な保護を受けると簡潔に述べるにとどめている。

それでは、家族保護の内容は何であらうか。EU構成国中、憲法で家族の保護を謳う13カ国の中で、家族保護の内容が憲法の規定から明確に読み取れる国は4カ国²⁸⁾だけである。この4カ国うち、家族の保護の内容が最も分かりやすく書かれているのは、ポルトガル憲法第67条第2項である。ポルトガル共和国憲法第67条第2項は、同第1項で地域と国家による家族の保護を規定した後で、「国家は、とりわけ以下の方法で家族を保護する義務を負う。」とし、7つの項目を掲げている²⁹⁾。ポルトガルは、憲法の家族保護規定の

内容として、具体的な家族政策を念頭に置いていると言える。しかし、憲法で同じように家族の保護を謳っていても、アイルランド憲法は母性の保護(第41条第2項第2号)と婚姻制度の保護(同条第3項第1号)³⁰⁾、イタリア共和国憲法は、婚姻における配偶者の平等(第29条第2項)をその内容に規定しており、内容には差異がある。

家族保護の内容に盛り込まれるものもさることながら、同じように家族の保護を謳っていても、それが機能する局面が異なることもある。家族の保護について規定しているエストニア共和国憲法第27条は、第1項で家族が国家によって保護されると規定した後、第2項で配偶者の平等の権利、第3項で両親が子どもの養育と世話の権利と責任を有すること、第4項で両親と子どもの保護が法律によって定められること、第5項で家族が扶養義務を負う者の世話をする責任を負うことを規定している。同憲法第27条は、第2項以下で、配偶者との水平的な関係と、親子の垂直的な関係を規律しているだけである。憲法の規定から読み取れる家族の保護に関する国家の役割は、そこでは、家族がうまく機能するようルールを規定することである。しかし、家族は常にうまく機能するわけではない。同憲法は、続く第28条で福祉の権利について規定しているが³¹⁾、これは、家族の自律的機能がうまく働かなかった場合の補完という意味もあると思われる。同憲法は、多子家庭の保護についても第27条ではなく第28条で規定しており、第27条の家族保護についての国家の役割は、非常に抑制されたものになっている。

しかし、家族保護の規定が国家のより積極的な役割を予定する場合もあった。ワイマール憲法第119条第2項は、家族の清潔を保持し、これを健全にし、これを社会的に助成することは国家と市町村の任務であるとし、多子家庭が扶助を請求する権利を有すると規定していた。現行のドイツ連邦共和国基本法第6条第2項は、子どもの育成と教育が両親の自然的権利であり、第一義的には両親の義務であること、国家はその実践を監視することと規定しており、国家の役割を前面に出していたワイマール憲法の規定に比べると、抑制的な

規定のしかたになっている。

このように家族の保護という同じ文言を使っている、それに盛り込む内容やそれが機能する局面によって、家族保護規定はまったく違うものになり得るということが言える。

憲法の家族保護規定から具体的な権利が導き出され得るかについては各国ごとに検討を行う必要があるが、規定上は、国家の保護を受ける、国家によって保護される、国家は保護するという規定のしかたがほとんどで、権利という文言を使っているのはポルトガル憲法第67条第1項だけである³²⁾。

(2) 家族の支援

家族関連規定の内容として、第二に、家族の支援が挙げられる。EU 構成國中、家族の支援を現行憲法で謳っているのは9ヵ国³³⁾である。このうち、第4共和国憲法前文で個人と家族の発達に必要な状況を提供すると規定しているフランスと、家族の保護と並べて家族の支援を規定しているラトビア以外の7ヵ国は、特定の家族を原則として国家が支援する規定のしかたになっている³⁴⁾。そこで支援される家族は、大別して、多子家族と、子どもを養育している家族である³⁵⁾。支援の目的については、イタリア共和国憲法が家族形成等の遂行(第31条第1項)、フィンランド共和国憲法が、子どもの幸福と人格の発達を保証できるようにすること(第19条第3項)を挙げている。また、支援の方法については、イタリア共和国憲法が経済その他の支援を行うこと(第31条第1項)、リトアニア共和国憲法が働く母親への産前・産後の有給休暇、適した就労状況等を与えること(第39条)を挙げている。

具体的な権利が導き出され得るかについては各国ごとに改めて検討せざるを得ないが、エストニア、ギリシャ、スロヴァキアの3ヵ国は、対象を限定した上で、特別な支援を受ける付与された権利があると規定している³⁶⁾。

(3) 親子関係に関する規律

家族関連規定は、家族というまとまりに着目したものばかりではない。家族関連規定の内容として、第三に、親子関係に関する規律が挙げられる。

これは、①母性かつ/又は父性の保護と、②両親の権利かつ/又は義務に分けられる。

① 母性かつ/又は父性の保護

EU 構成国中、母性かつ/又は父性の保護を現行憲法で謳っているのは 10 カ国で、うち 5 カ国³⁷⁾は、母性の保護のみを規定している。このうちアイルランド憲法第 41 条は、国家が家庭内での女性の役割の重要性を認識し(第 1 号)、経済的必要性によって母親が家庭での義務を怠るほど労働に従事することを義務づけられないことを保証するよう努めると規定し(第 2 号)、イタリア共和国憲法第 37 条第 1 項は、男女間の同一労働同一賃金を規定しつつも、女性が必要不可欠な家族義務を果たし、母親と子どもの保護を保証するような就業形態でなければならないと規定しており、性別役割分担に根ざした規定のしかたになっている。

母性及び父性の保護を規定しているのは 5 カ国³⁸⁾であるが、うち 3 カ国³⁹⁾は、働く母親への就労等における特別な支援についてさらに規定している。ポルトガル憲法第 68 条〔父性と母性〕は、第 1 項で両親が親の仕事を自ら遂行できる権利を地域と国に保護される付与された権利として規定し、第 2 項で母性と父性に優位な社会的価値があるとし、第 3 項で妊娠中及び産前産後の女性の保護を付与された権利として規定し、第 4 項で母親と父親の休暇について法律で定めることを規定している。具体的な権利が導き出し得るかについては改めて検討せざるを得ないが、このほかポーランドが、産前産後の母親に支援を受ける権利があると規定している。

② 両親の権利かつ/又は義務

①母性かつ/又は父性の保護と関連して、子どもの養育等に関する両親の権利かつ/又は義務を規定している国もある。EU 構成国中、現行憲法で親の権利かつ/又は義務を規定しているのは 10 カ国⁴⁰⁾で、このうち両親の権利のみを規定しているのは 3 カ国⁴¹⁾、両親の義務のみを規定しているのはスペインのみである。概ね、子どもの養育等は両親の権利と義務である、両親は子どもの養育等の権利と義務を有するという規定のしかたに

なっており、国家が両親の権利を保護し、支援するという国家を主語にした規定のしかたになっているのは、ラトビアだけである⁴²⁾。

(4) 配偶者関係に関する規律

家族関連規定の内容として、第四に、配偶者関係に関する規律が挙げられる。EU 構成国中、現行憲法で配偶者の平等について規定している国は、6 カ国⁴³⁾である。

(5) 家族への不当な介入の禁止

(1) から (4) は、国家の積極的な介入を求める内容が多かったが、家族関連規定の内容として、第五に、家族への不当な介入の禁止が挙げられる。これは、さらに、①家族形成の自由、②家族又は家庭(生活)の不可侵、③家族又は家庭(生活)の尊重に分けられる。

① 家族形成の自由

EU 構成国中、現行憲法で家族形成の自由について規定しているのは 2 カ国だけである。キプロス共和国憲法は婚姻と家族形成の自由を(第 22 条)、ポルトガル共和国憲法は、平等な関係で家族を築き、婚姻する権利を規定している(第 36 条第 1 項)。

② 家族又は家庭(生活)の不可侵

EU 構成国中、現行憲法で家族又は家庭(生活)の不可侵について規定しているのは 13 カ国⁴⁴⁾である。リトアニア共和国憲法が、法律と裁判所がすべての者の私生活及び家族生活への恣意的、非合法的な介入から保護すると規定し(第 22 条第 4 段)、オランダ憲法が意思に反した家庭への介入が許される場合を規定している(第 12 条)ほかは、ほぼ、家族又は家庭(生活)を主語にして、それが不可侵であるという規定のしかたになっている。

③ 家族又は家庭(生活)の尊重

EU 構成国中、現行憲法で家族又は家庭(生活)の尊重について規定しているのは 9 カ国⁴⁵⁾である。ルクセンブルグ憲法が、国家が個人と家族の自然権を保証すると規定し(第 11 条第 3 項)、スウェーデン憲法が、公的社会制度が私人の私的生活と家族生活を保護すると規定している(第 1-2 条)ほかは、ほぼ、すべての者が権利を持つという規定のしかたになっている。

3 EU 法及び欧州評議会条約における家族関連規定の内容

EU 構成国の各国憲法における家族関連規定の内容はいくつかの項目に分けられ、同じ項目について述べたものであっても、内容や機能する局面によって差異がある場合があった。これらの家族関連規定の中で、EU 地域でのある程度の合意事項と言い得るのは、どのようなものであろうか。次に、EU 法と欧州評議会条約の家族関連規定の内容にどのようなものがあるかについて概観し、この点について考えたい。

本稿で検討した EU 法及び欧州評議会の条約で家族規定を持つものは、欧州憲法条約、EU 基本権憲章、ヨーロッパ人権条約及びヨーロッパ社会憲章の 4 つである。このほか、ヨーロッパ人権条約第 7 議定書には、家族関連規定がある。これらは、本稿Ⅲ-2 で述べた項目に従えば、(1) 家族の保護、(2) 家族の支援、(3) ①母性かつ/又は父性の保護、(4) 配偶者関係に関する規律、(5) ①家族形成の自由、(5) ③家族又は家庭(生活)の尊重について規定したものである。

このうちヨーロッパ社会憲章のみに規定されている権利は、ヨーロッパ社会憲章をほとんどすべての国が批准しているというわけではないこと⁴⁶⁾、通常の国際条約であることからそのみで憲法的規定とまでは言い難いことから、EU 地域での合意事項とまで言うことは難しいと思われる。また、ヨーロッパ人権条約第 7 議定書は多くの国が批准しているが⁴⁷⁾、EU 地域での合意事項とまで言うことは難しいかもしれない。しかし、それ以外の 3 つで規定されたものについては、本稿Ⅲ-1 で述べた状況から、EU 地域の憲法的規定における家族関連規定のある程度の合意事項と言い得ると思われる。

(1) 家族の保護

本稿で検討した EU 法及び欧州評議会の条約の中で、家族の保護について規定しているのは、欧州憲法条約、EU 基本権憲章及びヨーロッパ社会憲章の 3 つである。EU 基本権憲章は、ほぼそのまの形で欧州憲法条約第 2 部に挿入されており、両者の家族保護についての規定⁴⁸⁾の文言は同じ

である。この 2 つは、家族の保護を「家族生活と職業生活」という枠組みの中で規定しており、第 1 項で「家族は、法的、経済的、社会的保護を享受する。」と規定した後、第 2 項で「家族生活と職業生活を調和させるために、すべての者は、妊娠に結びつく理由による解雇から保護される権利と、子どもの誕生又は養子縁組に伴う有給の出産休暇及び親休暇の権利を有する。」と規定している。ここでは、子どもを持ちながら働くための就労における両親の権利が 2 つ、規定されている。

他方、ヨーロッパ社会憲章は、「家族の社会的、法的、経済的保護への権利」という、より大きな枠組みの中で、特定の家族にあまり限定しないかなり普遍的な金銭的、物質的給付を挙げている⁴⁹⁾。

(2) 家族の支援

本稿で検討した EU 法及び欧州評議会の条約の中で、家族の支援について規定しているのはヨーロッパ社会憲章だけである。同憲章は、家族の保護のところで述べたとおり、第 16 条で家族への金銭的、物質的給付について規定するほか、第 27 条で家族責任を有する労働者の平等な機会と平等な処遇への権利として、採択国が適切な方法⁵⁰⁾をとることを約束すると規定している。

(3) 母性かつ/又は父性の保護

本稿で検討した EU 法及び欧州評議会の条約の中で、母性かつ/又は父性の保護について規定しているのは、欧州憲法条約、EU 基本権憲章及びヨーロッパ社会憲章の 3 つである。欧州憲法条約及び EU 基本権憲章は、家族の保護と同じ「家族生活と職業生活」の枠組みの中で、母性と父性の保護について規定している(内容前述)。

他方、ヨーロッパ社会憲章は、家族支援と同じ第 27 条「家族責任を有する労働者の平等な機会と平等な処遇への権利」の枠組みの中で、第 2 項「出産休暇後の期間、子どもの世話をするため、どちらかの親が、(中略)親休暇をとることができるようになること。」と規定し、第 8 条では雇用されている女性の母性保護への権利について詳しく規定している。

(4) 配偶者関係に関する規律

本稿で検討した EU 法及び欧州評議会の条約の

中で、配偶者関係に関して規律しているのは、ヨーロッパ人権条約第7議定書だけである。同第5条は、「配偶者間の平等」として、配偶者の婚姻時、婚姻中、婚姻解消時の平等を規定している。婚姻解消時の平等を明記した規定は、各国憲法では見られなかった内容である。

(5) 家族形成の自由

本稿で検討した EU 法及び欧州評議会の条約の中で、家族形成の自由について規定しているのは、欧州憲法条約、EU 基本権憲章及びヨーロッパ人権条約の3つである。いずれも、婚姻の権利と家族形成の権利について規定している。

事実上のカップルが家族を形成していれば、次の家族又は家庭(生活)の尊重のところで述べるヨーロッパ人権条約第8条〔私生活及び家族生活が尊重される権利〕第1項により保護されるが、同条約第12条〔婚姻の権利〕により保護される夫婦と同一の権利が与えられるというわけではなく、この点で国内法が夫婦と事実上のカップルに異なる取扱いをしていますが、同条約第14条〔差別の禁止〕違反とはならないとされる〔Harris・O' Boyle・Warbrick 1995, pp. 435-436.〕。ヨーロッパ人権裁判所は、ヨーロッパ人権条約第12条で保証される婚姻の権利は生物学的に異なる性の者の間の伝統的な婚姻であると解していたが〔Harris・O' Boyle・Warbrick 1995, p. 439.〕、近年、性転換者に同条による保護を認める判決が出された〔Christine Goodwin v. The United Kingdom, 11 July 2002.〕。

(6) 家族又は家庭(生活)の尊重

本稿で検討した EU 法及び欧州評議会の条約の中で、家族又は家庭(生活)の尊重について規定しているのは、欧州憲法条約、EU 基本権憲章及びヨーロッパ人権条約の3つである。いずれも、すべての者が、私的生活、家族生活、家庭及び通信を尊重される権利を有すると規定している。

ヨーロッパ人権条約第8条第1項により保護される具体的権利の例としては、非嫡出子の権利、親子関係の保護、家族生活の一体性が挙げられている〔スュードル 1997, pp. 148-151.〕。

4 EU 構成国の憲法的規定における家族関連規定のまとめ

EU 構成国の憲法的規定における家族関連規定を概観して分かるのは、家族関連規定は多面的であるということと、同じ文言を使っているにもかかわらず意味することはまったく違ったものになり得るということである。その中で、EU 地域の憲法的規定における家族関連規定のある程度の合意事項と言い得るのは、以下のことである。

第一に、家族の保護が挙げられる。ただし、この項目は、家族関連規定のその他の項目と比較してその内容に非常にばらつきがあり、合意事項と言い得るのは、子どもを持ちながら働くための就労における両親の2つの権利(妊娠に結びつく理由による解雇から保護される権利と、子どもの誕生又は養子縁組に伴う有給の出産休暇及び親休暇の権利。)だけである⁵¹⁾。

第二に、母性及び父性の保護が挙げられる。欧州憲法条約及び EU 基本権憲章は、具体的内容としては、第一の家族の保護のところで述べた子どもを持ちながら働くための就労における両親の2つの権利について述べているだけであるが、母性のみならず父性にも配慮している点に留意する必要がある。

第三に、家族形成の自由が挙げられる。EU 構成国中、各国憲法で家族形成の自由を規定している国は少なかったが⁵²⁾、欧州憲法条約、EU 基本権憲章及びヨーロッパ人権条約の3つは、いずれも婚姻の権利と家族形成の権利について規定している。しかし、その権利を享受する者の解釈は、近年変化がみられる。例えば、先に述べたとおり、ヨーロッパ人権裁判所は、婚姻の権利は生物学的に異なる性の者の間の伝統的な婚姻であると解してきたが、近年、性転換者に同条による保護を認める判決を出している。

第四に、家族生活と家庭の尊重が挙げられる。家族又は家庭(生活)の尊重も多義的に捉え得る文言であるが、欧州憲法条約、EU 基本権憲章及びヨーロッパ人権条約の3つは、すべての者が私的生活、家族生活、家庭及び通信を尊重されるといふ国家等からの不当な介入を禁止する意味でこ

の文言を使っている。

EU 地域での合意事項とまで言うのは難しいかもしれないが、第五に、配偶者間の平等が挙げられる。これを規定したヨーロッパ人権条約第7議定書では、配偶者の婚姻時、婚姻中のみならず婚姻解消時の平等も規定している。

IV EU 構成国の憲法の家族規定と 家族政策の関係

それでは、EU 構成国の憲法的規定における家族関連規定と家族政策とは、何らかの関係があるだろうか。EU は、EU レベルで社会保障関連の家族政策を行っているわけではない⁵³⁾。IVでは、EU 構成国の中のいくつかの国を採り上げて、憲法の家族規定と家族政策の関係について若干の考察を行う。

Gauthier 2002 は、1980 年代後半から 1990 年代初頭の先進諸国 22 カ国の家族政策を、社会民主主義型、保守主義型、南欧型、自由主義型の 4 類型に分けて説明している [pp. 11-12.]⁵⁴⁾。ゴーチエが検討の対象にした 22 カ国のうち、15 カ国は EU 構成国である。「表 2」は、Gauthier 2002 による 1980 年代後半から 1990 年代初頭の家族政策の類型に、本稿で検討した EU 構成国の憲法の家族関連規定を併せたものである。

これを見ると、国家に積極的な介入を求める家族関連規定を持つ国は、ほとんど保守主義型、南欧型に属している。とりわけ南欧型は、属するすべての国が家族保護規定を持っている。家族保護規定を持つか否かは、宗教と関係しているかもしれない。「表 2」で家族保護規定を持つ 6 カ国のうち 4 カ国⁵⁵⁾は、国民の多くがカトリックを信仰している。

しかし、「表 2」の結果を見る限り、憲法に家族保護規定を持つことと家族政策が手厚いかどうかは関係しない。例えばポルトガルは、具体的な家族政策を念頭に置いて憲法に家族の保護を規定しているが(第 67 条)、家族政策の類型では、低レベルの支援の南欧型に位置づけられている。また、家族政策の類型の中では最も高レベルの支援

が行われているとされる社会民主主義型に属する北欧諸国は、家族保護規定を持っていない。

国家に積極的な介入を求める家族関連規定を持つことと出生率も、「表 2」の結果を見る限り、あまり関係がなさそうである。国家に積極的な介入を求める家族関連規定を持つ国で合計特殊出生率が非常に高い国もあるが(アイルランド、フランス)、南欧型に属する諸国の合計特殊出生率は概ね低い。

「表 2」の結果を見る限り、国家に積極的な介入を求める家族関連規定を持つことと国が家族に手厚い政策を行うこととは、必ずしも一致しない。

V 結 び

I で述べたとおり、本稿の目的は、憲法の家族規定に関する近年の議論で引き合いに出される諸外国等の憲法の家族規定が果たして同じ位置づけ、同じ観点で規定されているかということと、憲法の家族規定と家族政策に何らかの関係があるかということを検討することであった。そこでも述べたとおり、憲法も社会保障制度も、その国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであるはずで(また、あるべきで)、現行憲法の家族規定もその国の歴史的背景を負っている⁵⁶⁾。制定時の背景が、日本では家族保護規定を置かない方向に働き、西欧では家族保護規定を置く方向に作用したとも考えられる。

本稿は、そのような背景に踏み込んで検討したものではなく、現在の憲法の家族規定の規定のしかたの比較分析を行っただけであるが、少なくとも以下のことが言える。まず、憲法の家族関連規定は多面的であり、同じ文言を使っているにもかかわらず全く違う内容の規定になり得るということである。中でも、憲法の家族規定に関する近年の議論と深く関係すると思われる家族保護規定は、文言上から分かる範囲だけを見ても内容に差異があった。そもそも家族とは何かということについても、社会実態による変化等も含めて検討する必要があるが、家族の保護と言ってもその意味は多面的であることから、それらの意味が不明確な状態で家族

表2 1980年代後半から1990年代初頭の家族政策類型とEU構成国の憲法の家族関連規定

政策の型	全般的な特徴	金銭的支援	働く親への支援	国	EU 構成国の憲法の家族関連規定の有無 (注 1)									出生率順 (注2)
					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)				
							①	②		①	②	③		
社会民主主義	・家族のための普遍的な国家支援 ・性の平等へのかかわりが強いこと	普遍的金銭給付の形態での家族への中レベルの金銭的支援 (高レベルの他の形態の支援の結果、児童貧困のレベルは低い。)	高レベルの支援が両親に与えられる。長期の親休暇及び保育休暇と、広範な保育施設との組み合わせ。	デンマーク	×	×	×	×	×	×	×	×	4	
				フィンランド	×	●	×	×	×	×	○	×	3	
				ノルウェー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				スウェーデン	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	5
保守主義	・家族への国家支援制度は、両親の雇用形態に応じて異なり、労働の性別役割区分の伝統的な視点によって行なわれる傾向がある。	中レベルから高レベルの金銭的支援	中レベルの支援。いくつかの国では、比較的に長い親休暇及び保育施設は限定的。	オーストリア	×	×	×	×	×	×	×	×	11	
				ベルギー	×	×	×	×	×	×	○	○	9	
				フランス	×	●	×	×	×	×	×	×	2	
				ドイツ	●	×	●	●	×	×	○	×	14	
				アイルランド	●	×	●	×	×	×	×	×	1	
				ルクセンブルグ	×	×	×	×	×	×	○	◎	8	
				オランダ	×	×	×	×	×	×	○	×	7	
南欧	・職業系統に沿ってかなり分裂していること ・普遍的で公的ではないサービスと給付が混在していること ・国の保証された法定の最低所得体系がないこと	低レベルの金銭的支援 (その結果、児童貧困のレベルは高い。)	低レベルの支援。	ギリシャ	●	●	●	×	×	×	○	×	18	
				イタリア	●	●	●	◎	×	×	×	×	16	
				ポルトガル	●	×	●	◎	◎	◎	○	×	11	
				スペイン	●	×	×	◎	◎	×	○	○	17	
自由主義	・家族への低レベルの支援 ・支援は、貧窮家族に焦点を当てる傾向があり、特に保育施設の提供について、市場が参入する余地を残している。	すべての家族のための低レベルの支援、貧窮家庭のための相対的に高い支援	低レベルの支援。保育を提供する責任が両親と民間部門に与えられている。	オーストラリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				カナダ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				日本	×	×	×	×	◎	◎	○	×	—	
				ニュージーランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				スイス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				英国	×	×	×	×	×	×	×	×	6	
米国	—	—	—	—	—	—	—	—	—					

出所) 筆者作成。

出典) Gauthier 2002, p. 39., Table 1. (表記を一部簡条書きに改めた。)[「国」の□(EU 構成国を表す。), 「憲法の家族関連規定の有無」, 「出生率順」は、筆者が加筆した。

注) 1) (1)は家族保護規定, (2)は家族支援規定, (3)は親子関係に関する規律(①は母性かつ/又は父性の保護, ②は両親の権利かつ/又は義務), (4)は配偶者関係に関する規律, (5)は家族への不当な介入の禁止(①は家族形成の自由, ②は家族又は家庭(生活)の不可侵, ③は家族又は家庭(生活)の尊重)。また, ○は, 国家等からの不当な介入の禁止を求める家族関連規定があること, ●は, 国家に積極的な介入を求める家族関連規定があること, ◎は, ○でも●でもない家族関連規定があることを意味する。

2) 「出生率順」は, 2004 年の Eurostat の Total fertility rate <http://epp.eurostat.cec.eu.int/portal/page?_pageid=1996.39140985&_dad=portal&_schema=PORTAL&screen=detailref&language=en&product=Yearlies_new_population&root=Yearlies_new_population/C/C1/C12/cab12048> (Last access 2006.1.23.) の高い順。

保護規定を置くことはできないと考える。憲法に家族保護の明文規定を置くことは、「家族」の枠から外れた者が保護されないことになり得ることや、現行憲法との関係⁵⁷⁾を熟慮した上で決めるべきである。

また、本稿Ⅳで検討した範囲では、家族規定を置くことは家族政策の手厚さとは関係しないが、家族政策の類型にはある程度関係していた。憲法の家族規定は、規定のしかたによっては、家族政策の方向性に深く関わる⁵⁸⁾。憲法の家族規定の議論は憲法学にとどまる話ではなく、社会保障の領域からも注視していく必要がある。

本稿Ⅲの EU 構成国の憲法的規定における家族関連規定の検討を通して、わが国の家族政策を議論する上で重要だと思ったことが二点ある。一点目は、母性だけでなく父性も含めた親であることへの配慮である。EU では、子どもを持ちながら働くための就労における両親の 2 つの権利（妊娠に結びつく理由による解雇から保護される権利と、子どもの誕生又は養子縁組に伴う有給の出産休暇及び親休暇の権利。）という限られた範囲ではあるが、母性だけでなく父性への配慮もある程度の合意事項として考えていた。母性だけでなく父性についても憲法上規定していたのは、本稿「表 2」の 15 カ国の中ではポルトガルだけであったが、ポルトガル共和国憲法第 68 条〔父性と母性〕第 1 項では、地域と国が、両親に、子どもの教育などの親の役割を自ら遂行することを付与された権利として保証している。労働時間が長く、特に父親が子どもと接する時間が少ないわが国の状況を考えると、このことは大切な視点だと考える。

二点目は、子どもの幸福と人格の発達の視点である。EU 構成国の中で出生率が高い位置にあるフランスとフィンランドは、国家に積極的な介入を求める家族支援規定を持っている⁵⁹⁾。家族規定を置くことと家族政策の手厚さとは関係せず、憲法に家族支援規定を置くべきであるとは思わないが、何のために家族政策を行うのかという点で、フィンランド共和国憲法第 19 条第 3 項のように、子どもを養育する者のことだけでなく、「子どもの幸福と人格の発達」についても考える視点は重

要だと考える。

国家と家族と個人の関係は、考えれば考えるほど深い⁶⁰⁾。それらの関係や歴史的背景を踏まえて家族政策の理念と方法について考えを深めていくことを、今後の課題としたい。

注

- 1) 近年の日本の少子化への取組みの概要については、神尾 2005, pp. 23-31. 参照。
- 2) 家族政策の範囲は広く、これを広く捉えれば、環境、消費者生活、交通等に及ぶが、ゴーチェは、これを社会保障給付としてであれ他の社会政策部門としてであれ、扶養すべき子どもを持つ家族を直接対象とする施策であるとし、子どもを持つ家族への直接的・間接的金銭の移転（例えば、家族手当、ミーンズテストを伴う家族給付、扶養すべき子どものための税制上の控除。）、就労に関連して家庭責任を有する労働者に与えられる給付（例えば、出産・育児休暇、看護休暇。）、家族へのサービス（例えば、保育施設、学童保育。）、住宅・教育・保健分野での子どもを持つ家族への他のサービスや給付、直接家族に影響を及ぼす法律などを含むとする〔Gauthier 1996, pp. 3-4.〕。
- 3) 例えばドイツでは、「家族政策の目的は、婚姻及び家族を国家秩序の保護の下におく基本法第 6 条第 1 項、人格の発達を保護する基本法第 2 条第 1 項並びに基本法第 20 条及び第 28 条の社会国家の原理から導き出される。」とされる〔松本 1998, p. 268.〕。
- 4) 2006 年 1 月現在、ベルギー、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、スロヴェニア、スロヴァキア、フィンランド、スウェーデン、英国の 25 カ国。このほか、ブルガリアとルーマニアの 2 カ国が 2007 年の加盟を目指して交渉中で、クロアチア、トルコ及びマケドニアの 3 カ国が加盟候補国になっている。
- 5) 欧州憲法条約は、2004 年 10 月 29 日に EU 加盟国 25 カ国によって署名され、2006 年 11 月 1 日の発効を目指して批准手続が行われていたが、フランスとオランダの国民投票で批准が否決され、2005 年 6 月 16 日の欧州首脳理事会で発効延期が合意された。欧州憲法条約の法的性格については、中村 2004, pp. 2-4, pp. 63-68. 参照。
- 6) 日本国憲法には、「家庭」という文言を使った規定はない。また、大日本帝国憲法には、家族や家庭に関する規定はなかった。

- 7) 同条の法的性格及びそこから由来する具体的権利については諸説ある〔君塚 2002, pp. 16-36. 植野 2000, pp. 82-83.〕。従来は、平等の規定と解されることが一般的だったようであるが(「平等原則の制度的具体化」とする見解〔佐藤 1995, pp. 475-477.〕, 「平等権の具体化」とする見解〔伊藤 1991, pp. 251-252.〕), 近年, 第14条だけでなく第13条をも具体化ないしは投影したものだとする見解が主張されている〔辻村 2004, p. 197, p. 210. 植野 2000, p. 83, p. 85.〕。同条を受けて, 民法(明治31年法律第9号)の親族編, 相続編の規定は「根本的改正が必至」となり, 「家」の規定, 妻の無能力規定, 家督相続規定は廃止され, 夫婦の平等, 父母の平等, 家事審判制度の設置などが規定された〔青山・有地 1989, pp. 29-30. (山脇貞司執筆)〕。
- 8) 日本国憲法第24条は, ワイマール憲法などを参照して, ベアテ・シロタ・ゴードンが起草したものだとされる〔ゴードン 1995, pp. 151-160.〕。ゴードンは, 「生きて行く人間にとって一番大切なものは, “家庭”であり, その家庭の中では“男女は平等である”ことを謳っておかなければならない」と考え, 日本国憲法第24条にあたる部分を次のように起草した〔ゴードン前掲書 pp. 155-156.〕。「家庭は, 人類社会の基礎であり, その伝統は, 善きにつけ悪きにつけ国全体に浸透する。それ故, 婚姻と家庭とは, 法の保護を受ける。婚姻と家庭とは, 両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然であるとの考えに基礎をおき, 親の強制ではなく相互の合意に基づき, かつ男性の支配ではなく両性の協力に基づくべきことを, ここに定める。これらの原理に反する法律は廃止され, それに代わって, 配偶者の選択, 財産権, 相続, 本居の選択, 離婚並びに婚姻および家庭に関するその他の事項を, 個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである。」。ほぼこれを踏襲した連合国最高司令官総司令部(GHQ)第2次試案は, わが国の法文の体裁に合わない, 必ずしも憲法に書く必要はないなどの理由で主として婚姻について規定するものに漸次修正され, 「国民の家庭生活は保護される」という衆議院特別委員会小委員会での修正案, 「家族生活はこれを尊重する。」という貴族院特別委員会での修正案も成立しなかったとされる〔高柳・大友・田中 1972『II』 pp. 169-170.〕。なお, ゴードンは, 日本国憲法第24条にあたる部分に続いて, 国による妊婦と乳児の保育にあたっている母親の保護, 非嫡出子に対する法的差別の禁止, 児童の医療等の無償なども起草していたが, 連合国最高司令官総司令部(GHQ)運営委員会での議論で削除された〔ゴードン前掲書 pp. 182-188.〕。
- 9) 家族の保護もここで議論されている。
- 10) 「自助・共助を支える公共圏の設定を統治機構の議論に追加していく」などの意見も紹介されているが〔参議院憲法調査会前掲報告書, p. 107.〕, 家族に関しては, 家族の保護や家族・家庭の重要性を規定すべきかどうかなどが議論されている。
- 11) 婚姻や家族に関して憲法で規定するようになったのは, 20世紀憲法になってからだと言われる〔樋口・佐藤・中村・浦部 1997, p. 131. (中村睦男執筆)〕。世界各国の憲法の家族規定を引用して日本の憲法に家族規定を置くことを主張する考え方は, 日本国憲法施行10年の時点ですでにみられる〔山島 1957, p. 5.〕。
- 12) 現在のEUは, 1950年代以来のECの制度(第1の柱), 共通外交・安全保障政策に関する政府間協力(第2の柱), 警察・刑事司法に関する政府間協力(第3の柱)が並存し, その上に, 共通の機関として「ヨーロッパ共同体を設立する条約」(以下, 「EC設立条約」とする。)第7条に基づく閣僚理事会と, 「ヨーロッパ連合条約」(以下, 「EU条約」とする。)第4条に基づくEU首脳理事会があると説明されている〔中村 2004, p. 4, p. 8, pp. 12-13.〕。本稿では, EC法のみを指す場合を除き, EC法を含めて「EU法」と言うこととする。
- 13) 1950年11月4日署名, 1953年9月3日発効。
- 14) ECの法的行為により「直接かつ個人的に」権利又は利益の変動がない限り, 個人には司法裁判所への出訴権は認められず(EC設立条約第230条第4段), 構成国が司法裁判所の判決に従わなかった場合には, 一括支払金又は制裁金が課され得るにとどまる(EC設立条約第228条第2項)。
- 15) ただし, 欧州憲法条約ではEC法の優位性がEU法の優位性に拡大され, 明文で規定されており(第6条), 取消訴訟における個人の原告適格が若干拡大している(第365条第4項)。
- 16) 2000年12月7日に欧州首脳理事会で発表された政治宣言。
- 17) 1989年12月9日に欧州首脳理事会で発表された政治宣言。
- 18) EUの礎となった欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)は, 石炭と鉄鋼の効率的な生産と合理的な配分のための協力を目的として1952年に発足した。当初, 欧州地域の人権保障の役割は, 欧州評議会が担っていた。EUにおける「人権・基本権の保障は, EC法の一般原則として欧州司法裁判所が認める段階(1970年代), EC・EU条約に具体的な規定を挿入する段階(1990年), 一定の人権のカatalogを作り政治的に宣言する段階(「EU基本権憲章」の公表), そして憲法条約のようにそのCatalogに法的拘束力を与えよう

- とする段階（2003年の今回の憲法条約）と徐々に展開して」きている〔中村2004, p. 57.〕。
- 19) ユーロッパ人権条約に加盟するためには、欧州評議会に加盟する必要がある（ヨーロッパ人権条約前文。また、同条約第58条第3項は、欧州評議会の加盟国の地位を失うとヨーロッパ人権条約の当事国の地位を失うと規定している）。現在、EU 構成国はすべて欧州評議会に加盟しているが、EU 自体は欧州評議会に加盟していない。
- 20) 1961年10月18日署名、1965年2月26日発効。
- 21) 本稿で検討の対象にしたのは、1996年5月3日署名、1999年7月1日発効の改正ヨーロッパ社会憲章。
- 22) 本稿では、以下、家族 (family, families) 又は家庭 (home) を条文見出しに掲げた規定を「家族規定」と言うこととする（ただし、条文見出しが全部又は一部取れなかったリトアニア、ポーランド、スロヴァキア及びフランス第4共和国憲法前文については、主として家族について述べている規定を「家族規定」とみなした。）。また、条文見出しには家族又は家庭という言葉が入っていないが、本文でそれらの保護等について述べている規定と、条文見出しにも本文にも家族又は家庭という言葉が入っていないが、それらに関連する規定を、「家族規定」と併せて「家族関連規定」と言うこととする。
- 23) ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、ハンガリー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロヴェニア、スロヴァキア。検討は、国立国会図書館議会官庁資料室の「世界の憲法」〈http://www.ndl.go.jp/horei_jp/Countries/International/Constitutions.htm〉から入手できる英文のテキストを用い、family, families, home, child, social security, welfare, parent, maternity, spouse の文言を用いている規定を抽出して行った（2005年12月現在）。
- 24) チェコ、デンマーク、マルタ、オーストリア、英国。フィンランドとスウェーデンには、家族規定はないが、家族関連規定がある。
- 25) ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、ポーランド、ポルトガル、スロヴェニア、スロヴァキア。このうちイタリア共和国憲法は、第29条〔婚姻〕第2項で、家族の単位を保護するために婚姻が配偶者の道徳的、法的平等によることと述べており、家族の保護を直接規定しているわけではない（なお、同憲法第31条〔家族〕は、家族の保護という言葉は使っておらず、家族の保護と言うよりも家族の支援について定めた規定であると読める。）。
- 26) 例外は3カ国で、スペインが公的機関、ポルトガルが地域と国家、スロヴァキアが法律を挙げている。
- 27) ただし、ギリシャは母性のみだが、リトアニアとスロヴェニアは父性を母性ととも挙げており、スロヴェニアは子どもに加えて青年も挙げるなど、規定のしかたは少しずつ違っている。
- 28) エストニア、アイルランド、イタリア、ポルトガル。このほか、家族を保護すると述べただけにとどまっている国が4カ国（ラトビア、ハンガリー、ポーランド、スロヴェニア。）、家族の保護を謳っただけにとどまるのか、それとも次の項又は段が家族保護の内容を示しているのか判別が難しい国が5カ国（ドイツ、ギリシャ、スペイン、リトアニア、スロヴァキア。）ある。
- 29) a. 家族単位の社会的経済的独立の促進、b. デイケアセンター及び他の家族支援のための社会的施設及び高齢者のための政策の確立とそれらの利用保証の促進、c. 子どもの教育における両親との協働、d. 個人の自由を尊重しつつ家族計画の権利を保証し、それぞれの方法の情報と利用を促進し、計画的な父性と母性を可能にする法的、技術的な手配を行うこと、e. 人の尊厳を保証する条件で、子どもを産むことを支援するよう規定すること、f. 家族的責任を反映させるよう税と（社会）保障給付を調整すること、g. 家族を代表する協会との協議の後で、全般的、組織的な家族政策を決定し、履行すること。
- 30) 婚姻を保護する規定は、家族保護規定と関連する。EU 構成国中、婚姻の保護について規定している国は7カ国あるが（ドイツ、ギリシャ、アイルランド、ラトビア、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア）、アイルランドを除いた6カ国は、家族の保護等とともに規定しており、アイルランドも、アイルランド憲法第41条第1項で家族の保護について規定した後、同条第3項第1号で家族の基礎を築く婚姻制度を保護すると規定している。
- 31) エストニア共和国憲法第28条〔福祉の権利〕は、第1項で、すべての者の医療ケアの権利と、エストニア国民の老齢、就労不能、家計維持者の喪失、貧窮時の国家扶助の付与された権利を、第2項で、国家がボランティアや地方政府の社会的ケアを奨励することを、第3項で、多子家庭や障害者のいる家庭が国家と地方政府による特別な保護を受ける権利があることを規定している。
- 32) ポルトガル憲法第67条第1項は、家族が地域と国家によって保護されることと、家族構成員の個人的達成を許すあらゆる状況を創出する権利を有することを規定し、同第2項は、国家が負う家族保護義務について、前述した7つの

具体的内容を掲げている。

- 33) エストニア、ギリシャ、フランス、イタリア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロヴァキア、フィンランド。
- 34) 誰が支援するのかについて、エストニアは国家と地方政府、ポーランドとフィンランドは公的機関と規定している。
- 35) 多子家族としている国は、エストニア、ギリシャ、イタリア、ポーランドの4カ国、子どもを養育している家族としている国はリトアニア、子どもを養育している両親としている国はスロヴァキア、家族と他の養育の責任がある者としている国はフィンランドである。また、多子家族と並べて、エストニアは障害者のいる家族を、ギリシャは退役軍人、戦争犠牲者、寡婦、孤児等を、ポーランドはひとり親家庭を挙げている。
- 36) ポーランドは、付与された権利ではなく、権利があると規定している。
- 37) ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ハンガリー。
- 38) リトアニア、ポーランド、ポルトガル、スロヴェニア、スロヴァキア。この中で、ポーランドは、母性及び親であることという文言、スロヴァキアは、親であることという文言を使っており、父性という文言は使われていない。
- 39) リトアニア、ポーランド、スロヴァキア。
- 40) ドイツ、エストニア、スペイン、イタリア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ポルトガル、スロヴェニア、スロヴァキア。このうち、エストニア共和国憲法は、第27条第5項で家族が扶養義務を負う者の世話をすることも規定している。また、リトアニア共和国憲法第38条は、両親の権利と義務とともに、両親を尊敬し、老齢になった両親の世話をし、両親の財産を大切に保存することを子どもの義務として規定している。
- 41) ラトビア、ポーランド、スロヴァキア。
- 42) なお、EU 構成国中、現行憲法で婚外子の嫡出子との平等を規定している国が4カ国ある(ドイツ、イタリア、スロヴェニア、スロヴァキア)。
- 43) ドイツ、スペイン、リトアニア、ポーランド、ポルトガル、スロヴェニア。ただしスペインは、男女が平等な状態で婚姻の契約をする権利を規定しており、婚姻後の配偶者の平等を規定しているわけではない。
- 44) ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、キプロス、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア、フィンランド。
- 45) ベルギー、エストニア、スペイン、キプロス、ラトビア、ルクセンブルグ、ポーランド、スロヴァキア、スウェーデン。
- 46) 平成17年12月28日現在、EU 構成国25カ国中、本稿で検討した改正ヨーロッパ社会憲章を批准しているのは12カ国(ベルギー、エストニア、フランス、アイルランド、イタリア、キプロス、リトアニア、マルタ、ポルトガル、スロヴェニア、フィンランド、スウェーデン)だけである。なお、1965年に発効したヨーロッパ社会憲章は、18カ国が批准している。
- 47) 平成17年12月27日現在、EU 構成国25カ国中、20カ国が同議定書を批准している。批准していないのは、ベルギー、ドイツ、スペイン、オランダ、英国の5カ国である。
- 48) 欧州憲法条約第93条、EU 基本権憲章第33条。
- 49) 「社会の基本的単位である家族の十分な発展のために必要不可欠な状況を保証する観点で、採択国(The Party)は、社会的給付や家族給付、予算措置、家族住宅の提供、新婚の者への給付など、適切な手段によって、家族生活の経済的、法的、社会的保護の促進を約束する。」(第16条)。
- 50) a. 家族責任を有する労働者が中断の後再勤務し、それを継続できること、b. 家族責任を有する労働者への雇用面、社会保障面での配慮、c. 保育サービス等児童養育措置の発展と促進の三点が掲げられている。また、同第27条第3項では、家族責任がそれだけでは雇用の終了の合法的な理由にならないことも規定されている。
- 51) 家族の保護の内容としては、このほか、母性と婚姻制度の保護(アイルランド)、婚姻における配偶者の平等(イタリア)、家族政策(ポルトガル)、家族への普遍的な金銭的、物質的給付(ヨーロッパ社会憲章)などがあった。
- 52) キプロスとポルトガルの2カ国のみ。
- 53) EU が行う社会保障に関連する活動は、EU 諸国民が労働者として域内移動した場合の社会保障給付の随伴移動性の確保ルールの策定と各国社会保障財源の相互調整、EU 財源のマクロ単位での再分配で、あくまでも各国の制度と政策を支援し補完するものである(中村2005, p.2.)。
- 54) Gauthier 1996 は、西欧諸国の家族政策を家族主義的出生促進的モデル(フランス、カナダのケベック州など)、伝統主義的モデル(ドイツなど)、平等主義的モデル(北欧諸国)、家族主義的・不介入モデル(米国、英国など)の4つのモデルに分けていた [pp. 203-205.]。
- 55) 保守主義型に属するアイルランドと、南欧型に属するイタリア、ポルトガル、スペイン。家族保護規定は持っていない国では、保守主義型に属するオーストリアにカトリックを信仰する国民が多い。
- 56) 現在の日本国憲法第24条の背景には「家」制度の否定ということがあり〔宮澤・芦部1978,

p. 268. 植野 2005, p. 222.], 西欧諸国の家族保護規定の背景には, 「社会主義諸国における新たな家族観に対し, 伝統的な家族観念を防衛しようとする」意識もあったとされる〔山畠・五十嵐 1958 (上), p. 7.〕。

- 57) かつての憲法に家族保護規定を置く議論には, 次の見解が影響したのではないかと指摘されている〔山畠 1957, p. 5.〕。「第三に, 社会生活の基礎としての家庭, ないしファミリーの重要性, これを維持しようとする国家の積極的な態度が現れていない。この家庭生活を大事なものととして国家が積極的に保護してゆこうとする理想を宣言する必要がある」〔我妻 1955, pp. 70-72. 要約〕。しかしこの見解も, 「以上をもって憲法第二十四条についての三つの主張を終る。三つの主張といった。しかし, この際最も重要なのは, 第一の点である。第二十四条の根本思想は維持しなければならない, という点である。これについていささかでも動揺を与えるようなら, 改正する必要はない。」と述べている〔我妻 1955, p. 72.〕。

- 58) 本稿で述べた家族関連規定のいずれの分類にも属さなかったが, 次のような規定もある。本稿の「表 2」の EU 構成国では最も出生率が低いギリシャは, ギリシャ共和国憲法第 21 条〔家族, 婚姻, 母性及び青少年の保護〕第 5 項で「人口政策 (demographic policy) の計画は, すべての必要な措置を行うことと同様, 国家の義務である。」と規定している。また, スロヴェニアは, スロヴェニア共和国憲法第 55 条〔子どもを産む選択の自由〕で「すべての者には, 子どもを産むかどうかを決める自由がある。国家は, この自由を行使する機会を保証し, 両親に子どもを産むことを決心できるような状況を作る。」と規定している。

- 59) フランス第 4 共和国憲法前文「国家は, 個人と家族に発達に必要な条件を確保する。」。フィンランド共和国憲法第 19 条〔社会保障への権利〕第 3 項「(略) 公的機関は, 子どもの幸福と人格の発達を保証できるよう, 家族と他の子どもを扶養する責任のある者を支援する。」。

- 60) これに関連して, 辻村 2004 は次のように述べている。憲法第 24 条第 1 項及び第 2 項は, 「二五条の生存権保障の一貫 (ママ) としての家庭生活に対する国家の保護を排除する趣旨ではないと解されるが, その場合も, 憲法一三条・二四条に基づく個人の尊厳や自己決定権 (中略) を侵害することは許されないと解される。もっとも, 憲法一三条を根拠にライフスタイルについての自己決定権を最大限に認める場合には, 二四条との衝突は避けられないものとなり, 一三条と二四条との対抗関係を問題とせざるをえない場面が出現すると思われる。」〔p. 197.〕。

参考文献

- 青山道夫・有地 亨 (1989) 『新版 注釈民法 (21) 親族 (1)』, 有斐閣。
- 阿藤 誠 (2000) 『現代人口学』, 日本評論社。
- 伊藤正己 (1991) 『憲法 (新版)』, 弘文堂。
- 植野妙実子 (2005) 「家族のあり方 (基本的人権と国民の義務)」全国憲法研究会編『憲法改正問題 (法律時報増刊)』, 日本評論社。
- (2000) 「基本に学ぶ憲法 (2) 第 24 条 家族の権利と保護」『法学セミナー』545 号, pp. 82-86。
- 荻島國男 (1992) 「90 年代の社会保障—個人救済型社会保障から家族支援型社会保障への転換—」荻島國男・小山秀夫・山崎泰彦編『年金・医療・福祉政策論』, 社会保険新報社。
- 神尾真知子 (2005) 「少子化対策の展開と論点」『少子化・高齢化とその対策 (総合調査報告書)』, 国立国会図書館調査及び立法考査局。
- 君塚正臣 (2002) 「日本国憲法二四条解釈の検証—或いは『家族』の憲法学的研究—の一部として」『関西大学法学論集』52 巻 1 号, pp. 1-72。
- 厚生労働省大臣官房統計情報部 (2005) 『平成 17 年人口動態統計の年間推計』。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikou05/index.html>
 (Last access 2006.1.4.)
- 佐藤幸治 (1995) 『憲法 [第 3 版]』, 青林書院。
- 参議院憲法調査会 (2005) 『日本国憲法に関する調査報告書』。
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/houkokusyo/mokuji.html>
 (Last access 2006.1.13.)
- 衆議院憲法調査会 (2005) 『衆議院憲法調査会報告書』。
http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kenpou.htm
 (Last access 2006.1.13.)
- 衆議院事務局 (1995) 『第九十回帝國議會衆議院帝國憲法改正案委員小委員會速記録』。
- 高柳賢三・大友一郎・田中英夫 (1972) 『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳—連合司令部側の記録による—』, 『同 II 解説—』, 有斐閣。
- 辻村みよ子 (2004) 『憲法 [第 2 版]』, 日本評論社。
- (2005) 『ジェンダーと法』, 信山社。
- 中里見博 (2005) 「現代改憲論における家族条項改変問題」『法律時報』77 巻 9 号, pp. 84-89。
- 中村民雄 (2004) 「衆憲資第 56 号 (委託調査報告書) 欧州憲法条約—解説及び翻訳—」, 衆議院憲法調査会事務局。
- (2005) 「憲法と社会保障—EU 法 (研究ノート)」(「第 4 回社会保障と憲法に関する研究

- 会」レジュメ。未刊行。）
- パスカル・フォンテーヌ (2004) 『EUを知るための12章』, 駐日欧州委員会代表部。
- 樋口陽一 (2004) 『国法学』, 有斐閣。
- 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂 (1997) 『憲法II〔第21条～第40条〕(注解法律学全集2)』, 青林書院。
- 福島正夫 (1975) 「現代日本の家族政策と法」福島正夫編『家族政策と法 1 総論』, 東京大学出版会。
- フレデリック・スュードル (建石真公子訳) (1997) 『ヨーロッパ人権条約』, 有信堂。
- ベアテ・シロタ・ゴードン (平岡磨紀子構成・文) (1995) 『1945年のクリスマスー日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝ー』, 柏書房。
- 法學協會 (1954) 『注解日本国憲法 上巻(2)』, 有斐閣。
- 松本勝明 (1998) 『社会保障構造改革ードイツにおける取組みと政策の方向ー』, 信山社。
- 三木妙子 (2003) 「欧州人権裁判所に現れた家族」三木妙子・勝方恵子・岩志和一郎・菊池馨実・弓削尚子・棚村政行『家族・ジェンダーと法』, 成文堂。
- 宮澤俊義・芦部信喜 (1978) 『全訂 日本国憲法〔第2版〕』, 日本評論社。
- 山畠正男 (1957) 「家族制度について新憲法は何を目指し何が達成されたか(新憲法十年の問題点(下))」『ジュリスト』No. 131, pp. 2-11。
- 山畠正男・五十嵐清 (1958) 「家族条項(上)・(下)ー家族の保護, 男女同権, 母子保護, その他ー」『ジュリスト』153号, pp. 3-9, 155号, pp. 13-21。
- 横田耕一 (1985) 「日本国憲法からみる家族」『法学セミナー増刊 総合特集シリーズ31』, 日本評論社。
- 米沢広一 (1992) 『子ども・家族・憲法』, 有斐閣。
- 我妻 栄 (1955) 「憲法二十四条は改正すべきか」『法律時報』27巻1号, pp. 64-72。
- Gauthier, Anne. H. (1996), *The State and the Family*, Clarendon Press Oxford.
- (2002) "Family Policies in Industrialized Countries: Is There Convergence?", *Population*, Vol. 57, No. 2, pp. 447-474.
(インターネットで入手したPDFファイル版(pp. 1-48.)を使用。引用頁は, PDFファイル版のもの。)
- Harris, David. J., O'Boyle Michael, Warbrick Chris. (1995), *Law of the European Convention on Human Rights*, Butterworths.
- (この他, EUに関してはEurope<http://europe.eu.int/index_en.htm>, 欧州評議会に関してはCouncil of Europe <<http://www.coe.int/>>の各ホームページを参照した。)
- (おざわ・めぐみ 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部研究員)